中部横断自動車道（長坂～八千穂間）道路事業範囲に係る地区説明会会議録

（高根会場）

１　会議名

中部横断自動車道（長坂～八千穂間）道路事業範囲に係る地区説明会

（高根会場）

２　開催日時

令和 6 年 9 月 16 日（月）午後 7 時 30 分～午後 9 時 30 分

３　開催場所

高根農村環境改善センター　多目的ホール（1F）

４　参加者等

参加者　61 名

説明者等

［国土交通省甲府河川国道事務所］

横山保全対策官、花輪係長

［山梨県］

高速道路推進課　佐藤課長補佐、山口課長補佐、石部副主幹

都市計画課　上野企画監、直井課長補佐、大関副主幹

［北杜市］

齊藤建設部長、向井道路河川課長

５　説明内容

〇説明会の趣旨について

１　事業の概要について

２　ルートについて

３　道路構造について

４　手続きの流れについて

５　用地補償について

６　その他

６　会議内容等

【注意事項・説明者の紹介】北杜市

説明会に入る前に注意事項の説明をさせていただきます。

受付の時にお配りしました本日の次第の下段にも記載してありますので、併せてご覧ください。

１　会場内における注意事項を場内に掲示してありますのでご確認ください。

２　今回の開催趣旨に合わないご意見の場合には対応できない場合もございます。

３　同じ方への発言が集中しないよう対応させていただく場合もございます。

４　円滑な進行のため、司会者へのご協力をお願いいたします。

５　説明会の撮影・録音・発信等、個人情報の観点から個人が特定されるような行為については、禁止とさせていただきます。

また、主催者が本説明会の記録のため、録音や状況写真を撮影いたしますが、ご了承ください。

続きまして、本日の説明者の紹介をさせていただきます。

まず北杜市からお願いします。

北杜市建設部長の齊藤乙巳士でございます。よろしくお願いいたします。

北杜市道路河川課の課長の向井克昌と申します。よろしくお願いたします。

次に山梨県です。お願いします。

皆さんこんばんは。山梨県高速道路推進課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

皆さんこんばんは。山梨県都市計画課の上野と申します。よろしくお願いします。

次に甲府河川国道事務所からであります。

こんばんは。甲府河川国道事務所、横山です。

では、次第に沿って説明会を進めさせていただきます。進行は北杜市で行います。よろしくお願いいたします。

○【説明会の趣旨について】北杜市

改めまして、こんばんは。本日地区説明会を開催したところ、このように大勢の方にお集まりいただきまして、誠に感謝申し上げます。
また、区長さん、班長さんにおかれましても、回覧等ご協力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

本日、説明会の進行を担当します北杜市建設部長の齊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。説明会は、概ね 9 時を目途に進めさせていただきます。

それでは、これより中部横断自動車道長坂八千穂区間道路事業範囲に係る地区説明会を次第により始めさせていただきます。座って説明させていただきます。

先に、説明会の趣旨についてでございます。

北杜市の姿勢について、少しお話しをさせていただきます。

中部横断自動車道の静岡山梨区間、令和 3 年の 8 月に開通をいたしました。他県との取引企業数や峡南地区の来訪者の数が大幅に増加するなど、地域産業や観光分野が大きく活性化をしております。

長坂八千穂区間の開通は、本市の今後の発展に寄与するものと考えており、総合計画やまちづくりビジョンなどにも、中部横断自動車道の開通を見据えたまちづくりの取り組みを示しているところでございます。

これまでの住民説明会や説明コーナーについても、少しお話しをさせてください。

山梨県におきまして、昨年 10 月に、甲斐市、韮崎市で各 1 回、北杜市では 2 回の都市計画原案の住民説明会を開催、延べ 900 人、うち北杜市は 790 人の方が参加をいただいております。

また、本年の 1 月に、高根と大泉町で説明コーナーを 4 回に開設いたしました。延べ 463 人の方が来場されまして、パネルにより情報の提供や会場に配置しました説明員によるご質問への対応を行ってきたところでございます。

しかしながら、詳細なルートが示された以降も、不安を抱く方々から、意見やご質問等をいただいているところでございます。

本日は不特定多数の方を対象とした説明会は、10 月に住民説明会や説明コーナーで

実施しておりますので、今回の説明会は、現時点で道路事業範囲に関わる地区の皆様にお集まりいただき、この事業への理解を深めていただき、少しでも不安のところを解消していただければ、ということでの説明会でございます。

前回の説明会からも期間が経過しておりますので、改めまして、事業の概要を説明させていただき、加えまして、質問の多かったルートや構造、手続き、用地の補償の流れなどについて、説明をするものでございます。

なお、質疑応答については、テーマごとに伺いますけれども、都市計画原案に関わる説明になりますので、原案以外の質問には対応できない場合もありますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

時間が限られております。円滑な進行にご協力よろしくお願いいたします。

それでは、１の事業の概要について、山梨県から説明をお願いいたします。

１、【事業の概要について】山梨県

はい、それでは受付時にお配りしました A4 横の説明会という資料で説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、右下にページ番号がございます。1 ページをご覧ください。なお、説明する資料は、お手元の資料でございますが、前方には説明している資料を表示しておるので、どのページになっているかは、目安としてご覧になっていただければと思います。

まず、事業の概要でございます。

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市に至る高速自動車国道です。このうち長野県の八千穂高原 IC から佐久小諸 JCT 間は、平成 30 年 4 月までに、静岡から山梨県区間である新清水 JCT から双葉 JCT 間は、令和 3 年 8 月までに開通しております。

（仮称）長坂 JCT から八千穂高原 IC 間の約 40 キロが唯一の未整備区間となっているものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。こちらでは、都市計画原案の説明をさせていただきます。

まず、中部横断自動車道は、円滑な都市活動を支え、生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で、必要な施設であることから、都市計画決定をするものであります。

都市計画決定に向けた素案となるルートにつきましては、事業予定者であります国土交通省により検討が行われ、昨年の7月、この今、図面にあります、上のところ、「国土交通省、ルート案を作成」、矢印で「ルート案を送付」と書かせていただいておりますが、昨年の7月に山梨県がルート案を受理したところでございます。

県では、このルート案の送付を受けまして、山梨県総合計画や県の将来像を示しました山梨県都市計画マスタープランの上位計画との整合性、また、道路構造におきまして、安全性、走行性、これらを確保しているものか、道路構造令で示しているのですが、そういった基準に合致しているか、そういったものの確認を行っております。

また、ルート案におきましては、技術的、社会的に大きな制約となる配慮ポイント、こういうものが極力避けられ、また、北杜市でまとめられています北杜市まちづくりビジョン、こちらに配慮されたルート案となっているか、こういったものを確認したものでございます。

その結果、国から示されたルート案を都市計画決定することとしまして、都市計画原案としてとりまとめ、先ほどお話しのありました、昨年の10月に説明会を開催させていただいたところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

事業予定者であります国土交通省が検討したルート案から作成しました都市計画原案です。

まず、（仮称）長坂JCTから（仮称）高根IC間を示しております。
ルートは、国が手続きを進めました計画段階評価において決定、定められました1kmルート帯の中で、JCTの位置を中央自動車道の長坂インターとの離隔、及び縦断勾配などを考慮いたしまして、道路設計における基準となります道路構造令などから決めております。

ルートにおきましては、公共施設や家屋、工場、史跡・文化財などのコントロールポイントや、先ほど紹介させていただきました北杜市まちづくりビジョンで配慮が必要とされている地域資源への影響を考慮したものとなっております。

まちづくりビジョンでは、観光拠点へのアクセスしやすいICの配置や国道141号などの市内の幹線道路への接続への配慮が挙げられておりまして、国道141号に接続する（仮称）高根IC、この図におきまして、右側のグレーで丸く着色してあるのですが、国道141号に接続するところにICが計画されているところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらでは、（仮称）高根ICから長野県境までの区間を示しております。

こちらも、先ほど紹介させていただきました1㎞ルート帯の中で計画されておりまして、公共施設や家屋、発電施設やダム、また、先ほど紹介いたしました北杜市まちづくりビジョンなどで配慮を必要とされている地域資源への影響を極力配慮したものとなっております。

また、この地区におきましては、観光拠点となります施設がございます。そういった観点から、また、幹線道路への接続ということで、国道141号に接続しまして、丘の公園や清里駅、清泉寮などの方面へのアクセスしやすい位置に、清里IC、これ（仮称）ですが、清里ICが計画されております。

また、当地域におきましては、冬場の気象条件が厳しいところでございますので、そういった冬場の状況なども考慮した道路構造となっているものでございます。

以上で、事業の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

（司会）北杜市

はい、事業の概要について、説明がありました。

次に、2のルートについて、甲府河川国道事務所から説明をお願いいたします。

２、【ルートについて】甲府河川国道事務所

5 ページをご覧ください。

ルートにつきましては、3 ページ、4 ページと示しています 1㎞ルート帯の中で検討しております。ルートは、構造令の基準により検討しています。

高速自動車国道、道路区分、第 1 種 3 級、そして、設計速度 80㎞となりますが、その場合、縦断勾配 4%以下、最小曲線半径 R400 以上、そういった基準がございます。基準の他、走行性、安全性の観点より、曲線や平面、縦断線形の組み合わせ、運転者が危険を認知して停止するまでの視距など、そういったことを考慮しています。

起点となる JCT の位置について説明しますが、中央道からの接続となりますので、中央道の長坂 IC との離隔、これは分合流に必要な離隔、360m 以上の確保が必要となります。また、接続する中央道も、曲線や勾配がありますので、縦断勾配 3%以下、最小曲線半径 R1,100 以上などとか、そういったことを満足する位置で接続しています。

なお、接続については、道路管理者である NEXCO の基準で検討を行っております。

ルートは、先ほどお話しした道路構造の他、安全性、走行性の他、工場、公共施設、住宅地、集落、文化財、寺院などのコントロールポイント、それと北杜市のまちづくりビジョンに示された地域資源に極力配慮し、その他、現地調査により、猛禽類、動植物などの希少種にも配慮し、総合的な判断によりルートを設定しております。具体には、3 ページ、4 ページを見ていただけるとよろしいかと思います。

中央道から分岐後、ジェイテクトエレクトロニクス、ため池などの北側を通りつつ、南新居地区の集落、大泉浄化センター、西井出、村山西割、村山北割の集落、甲ツ原遺跡を極力回避し、東に向かいます。

この東に位置する高根 IC、高根 IC が右側にございますが、高根 IC は、津金発電所が左側にございます。それらの回避、それと高圧線がございますので、高圧線との交差に配慮し、また、国道 141 号へのアクセス、141 号も勾配がございますので、平坦なところ、そういったところに配慮し、高根 IC に接続しています。

この IC の区間は、ランプの分合流付近では、構造令で規定される曲線半径 R1,100

以上とする必要があります。そうしたことに配慮しつつ、西側から規定を満足する曲線で村山北割の集落であるとか、相川プレス工業、ポリテックスなどを極力回避してインター区間との接続としています。

高根 IC から東側につきまして、津金発電所を回避、高圧線との交差に配慮しつつ、急峻な地形となる上津金から浅川にかけて、幼稚園であったりとか、海岸寺、東京電力取水所を回避しながら、ルート中央帯に迂回し、ルートの延長を確保することで、縦断勾配 4%に収めるルートとしております。

清里 IC は、国道 141 号の交差点接続を考慮し、141 号の勾配が確保できる丘の上公園入口交差点へ接続する位置に計画しております。

浅川から清里 IC、国道 141 号と並行し、東念場の牧場や別荘地を極力回避しつつ、清里南部クリーンセンターを回避し、清里 IC への接続としています。

清里 IC から、県境に向けて、牧場、別荘地に極力配慮した線形としますが、東念場地区の地形が高く、切土、トンネル構造を想定しています。

ルートについては、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

ルートについての説明がありました。

このルートについての質疑応答に移ります。

ご質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

恐れ入りますが、地区名で結構ですので、教えていただきまして、発言をよろしく願いをいたします。

（質問）参加者

すいません。私くし、長坂に住んでいる（氏名）と申します。

久々にこういった説明会に来たのですが、このルート図というのは、前の説明会、前回の、数ヶ月前かな、はじめの、要するにルート説明会の時、そのルートと少しは変わっているのか、それとも全く変わっていないのか。

それともう一つ、私が甲府河川事務所の（甲府河川国道事務所職員氏名）さんにルート図面の中で入りそうな公人、元公人か、（元市長氏名）の土地と、それから活用検討委員会の副委員長の土地について、登記簿渡して、これ、もし入るようだと教えてくださいということをお願いしたけれども、未だに何も連絡がないものですから、今日、ちょっと来させていただきました。

その土地は入っているのでしょうか。それとも1つも入らずにこの道はできましたでしょうか、このルートは。どうですか。

（回答）山梨県

まず、図面のことについて、山梨県から説明させていただきます。

この今見ていただきました3ページ、4ページの図面は、先ほど言ってくださいました昨年の10月に都市計画原案の説明会、北杜市では2回、あと韮崎市と甲斐市で合計4回やっているのですが、その時の図面と同じでございます。

以上です。

（回答）甲府河川国道事務所

（甲府河川国道事務所職員氏名）の方にご連絡というところで、公人の土地だというところで、個人情報の観点もありますので、この場ではお答えを控えさせていただき、改めてちょっと連絡させていただきたいと思います。

（質問）参加者

何でここまで、もう1年経っている。1年経っても自分で線を引いといて、どこの上を通っているのかわからない。僕は登記簿をちゃんと渡している。登記簿と公図も渡している。何故答えられない。

ひょっとしたらルートの中に、公人の土地というか、そういうものが入っているのではないか。要するにこの土地の計画を一生懸命、活用検討委員会で検討した副委員長や何かの土地が僕は入っていると思っているんですよ。

（司会）北杜市

ルートに関しての質問…。

（質問）参加者

大事だよ、ルートが、恣意的に曲げられて、これ作られたなら問題があるじゃない。

（回答）甲府河川国道事務所

ルートにつきましては、先ほども申しましたが、道路構造であったり、道路構造の基準であったりとか、走行性、安全性に配慮し、その他コントロールポイントに極力配慮、そういったことから今のルートが作られています。

（質問）参加者

政治家の財布には入るのか？

（回答）甲府河川国道事務所

そういったことはないです。

（質問）参加者

絶対ない？

入ってないね。

（回答）甲府河川国道事務所

入ってないです。

（司会）北杜市

他に質問…。

（質問）参加者

入ってないなら入ってないと言えばいいじゃんか。

（司会）北杜市

他に質問がある方、ルートについてでございます。

（質問）参加者

地区名言う？

（司会）北杜市

地区名だけで結構です。

（質問）参加者

高根 IC と清里 IC、何でこんな近くにあるのですか。
長坂 JCT から来ると、近いですよね。

普通は、中央道の場合見ても、普通はかなりの間隔を持って、IC って設置されると思うのですが、長坂 JCT から高根 IC までは何キロ、また、高根 IC から清里 IC までは何キロあるのですか。

（司会）北杜市

IC についてのご質問でございます。

（回答）甲府河川国道事務所

IC の間隔につきましては、5 キロから 15 キロというところで設定しております。高根 IC につきましては、事前雨量規制区間を回避するとともに、地区の農地への影響、深い地形の須玉川への計画を回避、そういったところに配慮しております。

（質問）参加者

では、清里 IC から長野の方の最初の IC まで何キロぐらいあるのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

須玉 IC につきましても、清里から 5 キロ内で配置されていると思います。

（質問）参加者

韮崎 IC と須玉 IC は何キロですか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません。中央道側の距離であって、ちょっと、すいません、今申し上げられません。申し訳ございません。

（質問）参加者

極端に近いってことはないということですね。

つい、これを見ると、政治的に、何かして、こんなに短く、IC ができるのかな、何かしてなるのかなとか、思いますよ。

素人はね。私は、そう思っています。

（司会）北杜市

よろしいですか。

はい、他にルートについて、質問のある方がありましたら挙手にてお願いをいたします。

（質問）参加者

地区は大泉で、（氏名）と申します。

1 ページ目の右の図で山梨県区間というのが、清里より左側になっているのは何か理由があるのですか。

清里駅よりも、ここは長野県のエリアだから山梨県ではない…。

（回答）甲府河川国道事務所

右下の図面でございますけれども山梨県区間という旗揚げの縦の赤い線をたどっていきますと、1点破線の黒い線にぶつかるかと思います。

ここの１点破線のところが、山梨県と長野県の境を示していますので、ちょっと清里駅よりも、図面でいうと左側になりますけれども、ちょうど県境が入り組んでいるような形となっておりますので、県境自体はこの1点破線といったところをご覧になっていただければと思います。

（質問）参加者

山梨県に入って、急に長野県に比べて曲線にぐるぐる曲がっているのは、先ほど言われた諸条件が全て満足するためには、このルートしかなかったということなのでしょうか。

（回答）甲府河川国道事務所

山梨県側につきましては、計画段階評価を経て、この今のルート帯となっておりますが、高根から清里に向けて、標高が約400m ぐらいあります。そういったことにも配慮しつつ、決まったものとなっております。

（司会）北杜市

はい、他にご質問のある方、ルートについてです…。

（質問）参加者

座って失礼いたします。

私、関係市民ですので、初日の、9月の13日の長坂から、14日の大泉、さらに今日の高根町に出席させていただいています。

その中で、今日3回目ですけども、一番ルートのことについて、その説明資料の中

でも、配慮ポイントというところがありますよね、地図。出してください。

配慮ポイントが、大泉の下井出の方が昨日、おとといですか、とてもほんとに深刻な形で、強い言葉で、ほんとに選ばれた言葉なのだろうなと思いますけれど、配慮ポイント、あそこは集落なんです。しかも行政区として明確な、行政区として位置付けられている大泉下井出地区が、都市計画原案の対象になったというようなことで、それが配慮ポイントではどうなっていたのか、配慮ポイントの点検忘れですか、どうでしょうか。それが1点。

それから、初日では、今日高根地域ですので、恐らくその地域の方は出席されていると思うので、私が言うのは僭越ですけれども、高根町のほとんどの地域でも村山東割とか、そういう地域、上の原地域で、そこの行政区につながる集落が都市計画原案に配慮ポイントを配慮されず、原案の中で直撃を受けています、というようなお話しで、もっと具体的なお話しをその方は説明されましたけれど、そういうことが報告されているんです。

そして、私の地域で、言いますよ、もうマイクをあれして、意見を止めるような格好はしないでください。

私の地域は、高根町村山西割です、それで、六ヶ村堰近くなんです。恐らく私たちはずーっと…（注）になってから12年ですけれど、六ヶ村堰の…（注）ということを含めて、色々働きかけて来ましたので、その関係で開示請求をしたり、現地調査をした、国交省、コンサルで調査した報告書が出ているんですけれど、それがほとんど黒塗りですが、黒塗りの中で、これ、用水のところだなと思ったら、その近くに私が住んでいるものですから、私が住んでないことになっていたんです。住んでないことになっていたんですよ、国交省、山梨県、お分かりですか。それも配慮ポイントが適正に、きちんと押さえられてなかったのではないかなと思うんですね…。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

※（注）2箇所：録音不明瞭により、聞き取りが出来ませんでした。

（質問）参加者

それで、私が…どうして、これ現地の実態のことを言っているのに、何で、止めなければいけないのですか、大勢の住民の方にも言われたでしょ。

それで、指摘しましたら、配慮ポイントの、六ヶ村堰を含めて、対象地域になったという経緯がありました。そのように、山梨県と国交省が行っている、このルート図、原案を決定するまでの重要な配慮ポイントについて、適正に行われていないということがゆえに、結果として、大泉や高根町やそういうような事案が起きているということについて、きちんと説明をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。配慮ポイントについて、3 点ほど質問がありました…。

（回答）甲府河川国道事務所

まず、集落については、図面の方で、住宅地、集落ということで、お示しされていると思っています。

全ての家屋を含めたものではなく、世帯の多く集まる場所を目安として示したものとなっております。

村山六ヶ村堰につきましては、平成 28 年 11 月に世界灌漑施設遺産に登録されたことを確認しております。

都市計画原案の、今のルートは、一部が施設上を通過することから、環境影響価にあたっては、充分に留意してまいります。

（質問）参加者

「配慮される集落は何軒あれば対象となるか。」という趣旨の質問。

※録音状況が悪く、聞き取りが出来ませんでした。当日の職員への聞き取り、山梨県の回答状況から類推しました。

（回答）山梨県

県から答えさせていただきます。

今、国交省からも説明があったとおり、この図面、皆様方のお手元にあります3ページ、4ページで着色してある、住宅、集落、これは何軒という戸数で塗ったものではございません。

具体的な数値で塗ったものではなく、概ねの家屋が密集しているエリアということで、着色しておりますので、今、質問いただいたような何軒だから色を塗るような区別はしてないことでございます。以上です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

申し訳ありませんが、他にご質問のある方…、おられるかと思いますので…。

ルートについて…。

（質問）参加者

今、集落は外してというふうに言われますけれど、おといの大泉で、かなり家が潰されるという方が、何人も出ているんです。それで、現地を見たことがあるのかなというふうに疑問に思うんですけれど、私も下井出地区に住んでいまして、このルートの中に家が何軒もあるわけですよ、それを配慮した、集落のだいたい固まっているところは外しているというふうに言われていますけれど、ここ自体は古い家もあるし、何軒もある家なんですよ、ほんとに現地を歩いて、そういうことを決定したかどうかということを疑問に思うので、ちゃんと歩いて現地を見たのかどうかを答えてください。

（回答）甲府河川国道事務所

現地については、確認しております。

それと、コントロールポイントとして、集落以外にも様々なものがあって、ルートについては総合的な判断として、今の設定として決定しております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

ルートに…。

（回答）山梨県

山梨県におきましても、現地の方確認しております。

実際、かかってしまうお家（うち）があることも確認しているところでございます。

以上です。

（司会）北杜市

ありがとうございました。

ルートに関して、まだ質問をお持ちの方がおられますけれども、ちょっと時間の都合もあるので、その他でルートについて、設けたいと思いますので、その他のところで…。

（発言）参加者

手を挙げている方がいますよ。

（司会）北杜市

質問多くあると思いますけれど…。

次に 3 の道路の構造について、説明を甲府河川国道事務所からお願いをいたします。

３、【道路構造について】甲府河川国道事務所

6 ページについて、ご覧ください。道路構造について、ご説明いたします。

まず、道路構造の考え方ということで、盛土や切土の土工構造を基本とし、道路や

河川が交錯する部分は、橋梁構造、道路縦断の関係から山などを崩すことが想定される場合は、切土やトンネル構造を検討します。

なお、道路構造は、都市計画、環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階において、詳細な測量、地質調査、詳細設計を行い、関係機関と協議の上、決定することとなります。

下に示します横断図につきましては、参考として掲載させていただいております。

次に 7 ページをご覧ください。

盛土は、道路の縦断勾配、あと交差する道路などにより高さが決まっていきます。

盛土の 1 段あたり、すいません、1 段という定義につきましては、下の図で、盛土の斜面と斜面の間に、平場が設けてありますが、これを小段と言いますが、小段までのものを 1 段ということと考えております。

盛土の 1 段あたりは、5m から 7m の高さで構成されまして、今回、中部横断では、1 段から 3 段の盛土を想定されております。

最も高い個所で約 15m 程度を想定しています。

盛土は、道路土工指針という基準がございますが、そういったことに配慮し、安全に設計、施工を行っていきます。

また、盛土の場合は、植栽などの緑化が可能となります。

次、お願いします。

次に道路が交差する場合の処理となります。

道路には、一般的には高さの基準として建築限界というものが設けられております。

道路が交差する場合に、交差側の道路の高さ約 5m 以上の高さに設ける必要があります。道路を交差する場合は、橋梁、カルバートにより処理がされることになります。

次のページをお願いします。

次に切土やトンネルについての事例です。

一般的には、道路縦断により山などを削る必要がある場合、道路上の土かぶりが小さい場合は切土、土かぶりが大きい場合は、トンネル構造として考えられます。

その他、土質であったり、発生する土などの盛土への流用など、そういったコスト的にも配慮し検討を行っていきます。

次に、橋梁となります。10 ページですね、すいません。

先ほども事例で紹介していますが、橋梁は道路と交差する部分以外に、河川との交差、あと写真、上の方の写真、ちょっとわかりにくいかもしれないですが、道路と河川など並行している場合、並行というか並んで位置する場合、そういった場合に、連続した橋梁を検討します。

また、急峻な谷などをまたぐ場合も、連続した橋梁が考えられます。

道路構造につきましては、冒頭にもちょっとお話ししましたが、都市計画や環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階において必要な調査、測量であったり、地質であったり、そういったものを行った上で、詳細な設計を行っていきます。

また、当然関係機関との協議も必要となっています。

説明については、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、道路構造について説明がありました。

この道路構造について質疑応答に移ります。

ご質問のある方については、挙手にてお願いをいたします。

道路構造についてです。

（質問）参加者

村山北割の相川プレスの寮のすぐそばに住んでおります（氏名）と言います。

こちらに来てから 12 年経っているのですけれど、土地を買って家を建てるときは、この計画は全く知らずにここに家を建てました。

その年翌年ぐらいからこの道路の問題をはじめて知って驚いた次第ですけれども、先ほど歩いてきちんと視察なさったというところに、私のそばに住んでいる方も、今日ご一緒に参加しているのですけれど、具体的にどれぐらいの家について、撤去というふうにするおつもりでいるのか、そこの具体的な数字を教えてください、が１つです。

もう１つは、盛土ですけれど、盛土の形式ですが、家の横を、相川プレスの寮と我が家のところをおそらく突っ切って、細い道路を突っ切って、作業車が連日通るようになると思うのですが、その 15m の盛土について、どのくらいのトン数になって、運んでくる量ですね、それで、トラックがどれぐらい１日に家（うち）の横をがんがんがんがん行ったり来たりするのか、そこについては当然きちんとお調べになっているでしょうから、そこについてお知らせください。以上です。

（司会）北杜市

はい、わかりました。調査と工事についてのご質問でした。

（回答）山梨県

環境影響評価の観点から山梨県からまずは回答させていただきます。

まず、撤去の軒数というご質問なのですが、我々、今、国から頂いた資料、これを確認しますと、約 80 軒、全体が、山梨県の区間ですが、80 軒の建物、これはお家（うち）であり、倉庫であり、区別はしてないですが、概ね 80 軒が支障になってしまうと確認はしております。

あと、工事の際の盛土の量とか、どのような対応するのかといったところなのですが、後ほど、4 番の今後の事業ということでご説明させていただくのですが、そういった工事中の環境の改善とか、まさに工事をどんなふうにやるのかといったようなことは、環境影響評価の準備書の中で、ご説明するような形となっておりますので、私ども山梨県とすれば、このように回答させていただきます。以上です。

（回答）甲府河川国道事務所

先ほど手続き上の話しについて、県の方からしていただきましたが、工事実施段階におきましては、当然説明会等も行った上で、当然工事車両の安全性、ルートの安全性、そういったところも配慮しながら進めていくこととなっております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、道路構造…

（質問）参加者

須玉地区の（氏名）と申しますが、盛土が15mになると、大量の土砂が必要だと思うのですが、今現在、あれですか、福島の除染された土を使う予定ありますか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません、福島の除染された土を持ってくるということは想定しておりません。この道路自体、トンネルであったり、切土であったり発生するものもございます。順番にもよりますが、そういったところの土の流用を行いながら、コストにも配慮、そういったことを検討していくところとなります。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に…。

（質問）参加者

もう１回いいですか。

相当の量が必要だと思うんですね。

仮にトンネルが何か所開けるにしたって、それでも間に合うと思えないし、このあいだの新聞にも安全基準に合致というような新聞記事もありました。

今の段階で考えているのではないですか。

（司会）北杜市

すいません、最後の方が聞き取れなかったもので、何に合致する？

（質問）参加者

朝日新聞に、IAEA が報告するとした安全基準に合致と、そのような記事がついこのあいだあったんですよ、だから、要はお墨付きをもらった土砂だから、安全ですよと、この際だから公共事業に使おうと、ついては、福島から山梨は近いと、一番理想のパターンではないかなと思って、それで使う可能性があるかどうかと、それを今聞きたいわけです。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

（回答）甲府河川国道事務所

可能性についてはございません。

あくまでも流用を基本とし、不足する部分については、なるべく運搬距離がかからないようなところの流用であったりとか、同じ公共事業の中で、長野県側の話しであったりとか、県内にも公共事業あります、そういったところの流用を検討することと想定しています。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に道路構造について、よろしいでしょうか。

それでは、次に 4 の手続きの流れについて、山梨県から説明をお願いをいたします。

４、【手続きの流れ】山梨県

資料の 11 ページをお願いいたします。4)手続きの流れと書いてあるページでございます。

こちら青く上の方に囲ってあります「環境影響評価の手続き」、また、下の方にオレンジ色で囲ってあります「都市計画の手続き」、この２つの流れについて、説明をさせていただきます。

最初に上段になります「環境影響評価の手続き」でございます。

これに対しまして、まず、一番右に書いてあります「事業着手」、これは実際に工事に向けた測量や設計といった事業における具体的な作業に着手することを「事業着手」と呼んでいるのですが、この前に国におきましては、事業評価という手続きを踏みます。こういった事業評価の前段階におきまして、一番左、この「計画段階評価」というのですが、こちらの手続きを平成 22 年から平成 26 年にかけて行っております。

その後、環境影響評価の手続き、これ一番左の「配慮書」と書いてあるのですが、こちらが平成 26 年、またその右側にございます「対応方針の決定等」、こちらは 1㎞ルート帯を定めたものでございますが、これが、平成 26、27 で行っているものでございます。

その後、「方法書」と書いたある右に移るのですが、こちら環境影響評価におきまして、どのような項目や方法で調査・予測・評価を行うのかを計画を示したものでございます。

この「方法書」におきましては、令和元年に定めまして、地元北杜市におきましても説明会をさせていただいたところでございます。

その後、その右に移りまして、令和 2 年から環境影響評価におけます現地調査を行っているものでございます。

今後、赤く囲ってあるのが今後の手続きでございますが、予測・評価等の結果や考え方をとりまとめました「準備書」、そして、この「準備書」に対する知事意見や住民の方々からいただいたご意見をまとめて、内容を検討し、必要に応じまして「準備書」の内容を見直しまして「評価書」の手続きを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に下のオレンジ色、「都市計画決定の手続き」について、説明させていただきます。

この都市計画の手続きにおきましては、昨年の 7 月、国からルートの送付を受けま

して、「都市計画原案の作成」を行い、昨年の 10 月に説明会の方、行なわせていただいているところでございます。

今後、この原案に続きまして、住民の方々から公開の場で意見陳述を行っていただきます「公聴会」を開催いたしまして、地域の皆様のご意見をお聞きした上で、都市計画の案をまとめさせていただきたいと思っております。

その都市計画の案を、それの縦覧を行いまして、その案について、改めてご意見を頂戴し、都市計画審議会の審議を経て、「都市計画決定」と進めさせていただきます。

この「環境影響評価」と「都市計画決定の手続き」は、並行して行わせていただきます。この「準備書」と「都市計画の案」これ矢印が上下にあるのですが、これは、同時に行うものでございます。

この「準備書」は、ルート案が環境に配慮しているか、現地調査を行いまして、どのように反映しているのか、こういったものをこの「準備書」でお示しさせていただきます。

また、一緒に行います「都市計画の案」なのですが、左側にあります「都市計画の原案」から「都市計画の案」にするのですが、これは地域の皆様方からご意見を頂戴する公開の元で意見陳述を行っていただきます「公聴会」を開催させていただきたいと考えております。

この「公聴会」におきましては、住民の皆様方が都市計画に参加する大切な手続きと考えておりまして、開催の方、速やかに行いたいと考えている次第でございます。

このような手続き、「環境影響評価」、「都市計画決定の手続き」へ進みまして、完了した後、この一番右端にございます「事業着手」、工事に向けた詳細な測量や調査、設計などに着手を行うものでございます。

以上で手続きの流れの説明を終わらせていただきます。

【質疑応答】

（司会）北杜市

手続きの流れについての説明がございました。

その手続きの流れについて、質疑応答に移ります。

ご質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

（質問）参加者

西割におります（氏名）です。

都市計画の手続きについてなのですけれども、この公聴会、都市計画案の作成、審議会、都市計画決定とありますけれども、これは時期としてどのぐらいの時期でされるのでしょうか。

それと、もう1つは、先ほどからのルートについても毎回同じ図しか貰ってません。

今回の案内については、不特定多数の方を対象とした説明会は終わって、現時点での道路事業影響範囲に関わる地区の方への説明会を行うというふうに案内書にも書いているんですけれども、こういうふうだと今までの説明とほとんど変わらないのではないか。そういう意見についてお願いします。

（回答）山梨県

県から回答させていただきます。

まず、公聴会や今後の手続きの時期と、質問をいただきました。

我々今、説明会を昨年10月に行わせていただいております。今後、先ほど説明させていただいたとおり、公聴会、これは皆様方のご意見を公開の場で述べていただきまして、手続きの大切な位置付けになります。こちらの方を開催させていただきたいのですが、こういった手続きを踏む中で、いついつまでに、公聴会をやるというような目安、この計画自体の目安というものは、皆様方からいただいたご意見をまとめながら、やってまいりますので、いついつまでというのは、具体的にはお示しできないことでございます。

あと、もう1点、図面等でございますが、本日、概略的な3ページ、4ページの図面は、先ほど冒頭の方がおっしゃってくださったとおり、昨年の1月の図をそのまま用いさせていただいております。

あと、今日の資料には、申し訳ありません、付けてないのですが、昨年の10月にお

きましては、参考図ということで、もう少し、皆さんのお住まいやら近いところの構造がどんなふうになるかといった、参考図を付けさせていただいておりますが、こちらは、今回の資料には付いてないですが、そういったものをお示ししているところでございます。

私ども、今日、北杜市から、こちらの方、説明をさせていただいておるのですが、説明している側とすれば、原案の説明を、繰り返しになることはあるのですが、そういったものを説明させていただいているというところでございます。以上です。

（質問）参加者

最初の事業着手というのは、いつ頃を目途になるのですか。

だらだらと…皆さん、我々を集めたりとか…だらだらと…、いつを目途に。

（司会）北杜市

期間についての説明だと思います…。

全体の流れということでよろしいですか。

（質問）参加者

着工はいつ頃を目途に計画しているのですか。こういう時期の計画は何もなし？、ある程度、公聴会にしたってどのぐいらいかかるだろう、とある程度規約があるでしょ、計算もね。

それから着工は、いつ頃自分たちはやりたいのか、ということわからないのでしょうかということ。

（司会）北杜市

時期についてのご質問だと…。

（回答）甲府河川国道事務所

事業着手につきましては、都市計画、環境影響評価の手続き完了後に着手すること

となります。

今、今日この場で、事業着手、いわゆる事業化と申しておりますが、事業化について、この場で、ちょっと言えなくて、大変申し訳ないところですが、手続き等速やかにやっていくものだと思っております。

（質問）参加者

結局、目標があるのに、我々には教えてもらえないということですか。

（回答）甲府河川国道事務所

目標というか、今、手続き段階なので、目標というものは特に設定しておりません。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、手続きの…。

（質問）参加者

13 日の時にも、公聴会についてお聞きしたんですけれど、公聴会の主催というのはどこが主催になるのかということと、それと 13 日には、同じような意見を出されたら、それを選別、ある程度集約して、何人かの方に、出席できる人とできない人を、区別するみたいなそういった回答をいただいたんですけれど、それだとどういう意見が出ているかということが公表される前に、主催者側が選別していくと、不公平になるのではないかなと思うんですね。

例えば、この人はめんどくさいからやめとけとか、そういった忖度が生まれるのではないかなってというのが１つ疑問に思うのと、公聴会で意見を貰って変更した例というのが今まで存在するのかどうか、それをちょっとお答え願いたいと思います。

（回答）山梨県

公聴会について説明させていただきます。

まず、公聴会の主催は、都市計画決定権者である山梨県でございます。

先ほど質問でも言ってくださったとおり、公述人の選定におきましては、できるだけ多くの方に陳述していただきたいと、考えております。

それは、ある一定の時間を限らせていただいて、ご意見を述べていただくのですが、できるだけ多くの方にご発言していただきたいと思っております。

ただ、その際、同趣の趣旨の意見がもし、多数あるという状況で、意見陳述が限られた時間の中で、できるだけ多くの方に意見陳述をしていただくことが必要となった場合には、私どもの方で、公述人の人数を制限させていただく可能性はございます。

ただ、そういった意見陳述をしてくださる方が、我々が意見陳述をしていただけるような用意ができれば、できるだけたくさんの方に意見を述べていただきたいというふうに考えてございます。

また、公聴会の意見に関しましては、今後、手続きの中で、様々な観点から検討いたしまして、できるだけ反映していきたいと考えております。

そういったいただいた意見を反映しながら都市計画の案をとりまとめていくこととなっておりますので、私どもこの公聴会におきましては、必要不可欠な大切な手続きという認識しているところでございます。以上です。

（発言）参加者

今までそういう変更した例があるのかどうか答えてない。

（回答）山梨県

山梨県の中、また、全国のというところもございますが、今、少なくとも私がわかっている範囲の中では、著しく変更になったことはないというふうに認識しております。

ただ、全国的なものを申し上げると、持ち得てないものですから、その部分に関しましては、お答えができないものでございます。申し訳ございません。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に手続きについて…。

（質問）参加者

手続きについて今回はすらすらとご説明をこの図のとおりされるのですが、私は 12 年間、1㎞帯になった以降、この手続き、環境影響評価の手続き以前の計画段階評価から当事者でありましたから、様々な経験をしているんです。

それで、方法書、配慮書、対応方針の決定、方法書の段階で、同じく公聴会の開催のことが県との関係であったんです。そのときの公聴会はとんでもない状態でした。

これ市議会議員も今日いらっしゃるので、是非山梨県のこの方法書、環境影響評価の方法書の時の公聴会のファイルの中身を見てください。ひどいですよ。

私たちはちょうどコロナ禍の状況の時で、安全が図れない時に、公聴会を強行しないでくれというふうに何度も申し入れたんです。意見も出しました、意見書も。要するに意見を述べる人たちも含めて伝えました。しかしながら、おどろいたのは、それで結局でも強行しようとしたんです、山梨県は。

でも、国は、コロナ禍なので、緊急事態宣言を出しまして、結果的に公聴会の開催はできなかったわけです。

そしたら、私が出したコロナ禍での公聴会の開催は安全が図られないというようなことも含めて出した、環境影響評価の方法書の意見ではない意見が、おどろくべきに公聴会に向けて出された意見だとして、ファイルに公表されたんですね。

これ皆さん見てください。特に市議会議員見てください。

こんな事態が起きているので、今回の公聴会のことについても、先ほど同じような意見があったら、調整するとおっしゃっていますが、長野県は 2 日間に渡ってやるというようなことなんかも考えているんですよ。意見を提出する人を絞るということは、あり得ないことです。

まず、一応手続きのことについて、それを指摘しておきたいと思います。

それから、次に、初日の、13 日の長坂、それから 14 日の大泉でもお話ししまし

た。それに対して、国交省も山梨県も明快な説明はできない、型どおりの、筋違いの的外れの説明しかできなかったんですが、私が指摘した、ここに調査した、私たちが調査した山梨県側と長野県側の建設計画地の地域住民等への対応について対照表つくりました。調査票にね。

それで、山梨県側は 2012 年に突然です、1㎞帯が山梨日日新聞に、発表されて、それで私たちは 1㎞帯の中に入っていることがわかったんです…

（司会）北杜市

手続のことについて、意見を聞いている…。

（質問）参加者

これです…

（司会）北杜市

その他のところで、申し訳ないですが、他に人も手を挙げている方もいますので、その他のところで…。

（質問）参加者

だって、手続きの問題について言っているわけでしょ、きちんと明確な説明がないですよ、説明は受けてないですよ。

（司会）北杜市

最初のところについては、県から回答をさせていただきます。

（回答）山梨県

まず、公聴会につきましては、長野県さんでも 2 日間を考えていた。我々も今、まだ検討の段階なのですが、2 日間を想定しているところでございます。

あと、今質問の方が言ってくださった、山梨県と長野県の手続きの違い、こちら

は、手続きということで、山梨県の方からお話しさせていただきます。

まず、私どもが把握している中でのご回答で、大変申し訳ありませんが、長野県では、平成22年から平成26年、先ほど説明させていただきました計画段階評価におきまして、アンケートで大きな話しがなかった、アンケートで地元に対して話しがなかったということで、長野県側では3㎞ルート帯でとりまとめられたと承知しております。

その後、住民を対象とした勉強会、先ほど質問してくださった方もご指摘いただいたのですが、28年に行っていると認識しております。こちらの方は、南牧村、川上村、あと小海で開催したと承知しております。

あと、議会の代表、また、商工会といった各種団体で構成する未来会議という会議も行っていると承知しております。あと…。

（質問）参加者

長野県が何をやったかということではなく、山梨県の中ではいち早く1㎞帯に絞り込んで、そして、1㎞帯の住民に推進ありきで意見を聞かずやってきたではないですか。それに比べて長野県側は丁寧に、勉強会という名称で6回も…、6回もやってきたんです…。

（回答）山梨県

今、説明をしております。ちょっと聞いてください。

（司会）北杜市

申し訳ございません。今、県が説明しております。

（回答）山梨県

説明しているので聞いてください。

おっしゃるとおり誤解の話しを…。

丁寧に説明させていただいております。

（回答）山梨県

計画調整会議、昨日もお話ししてくださっているのですが、国、長野県、沿線の町や村の職員で構成されました調整会議を2回開催したことを承知しております。

こうした過程を踏みまして、長野県では1㎞ルート帯を、平成30年に定めているところでございます。

一方山梨県におきましては、平成22年から平成26年までに決まった計画段階評価、この中で、社会資本整備審議会、我々国の第3者委員会と呼んでいるのですが、そちらの方では、山梨県区間では、列席の皆様方から様々なご意見頂戴しまして、道路整備に関する様々なご意見を反映させるために、ワーキンググループ、これを設置すべきということで、平成24年から平成25年で3回開催しているところでございます。

これが長野県で申しますと、平成30年の前、29年、30年に行なった計画調整会議に変わるべきものを平成24年、25年に行っていると認識しております。

さらに、私ども山梨県におきましては、コミュニケーション活動を、しっかりやるようにということでワーキンググループにおきまして、長野県の一部、南牧の一部なのですが、山梨県の北杜市と南牧の一帯なのですが、北杜市で10回、地元の説明会を開催させていただき、25年1月に実施したところでございます。

このような手続きを踏みまして、山梨県側におきましては、1㎞のルート帯、長野県側に関しましては、3㎞のルート帯となっております。

その違いに関しましては、山梨県側の方は、ワーキングクループ、これを作る中で、できるだけ地区の皆様方にルートをよりある程度わかりやすいようにということでワーキンググループの方から指摘を受けまして、市民が加わるより具体的な少しでも詳細な形でお示しすべきではないかという配慮が与えられまして、山梨県側におきましては、この段階で1㎞ルート帯を定めたものでございます。

そのような違いが生じてしまったものは、計画段階評価の手続きの違い、これは地域の皆様方の声を頂く中で、山梨県と長野県では、違った時期に行ったものと認識しております。

それで、山梨県では、先ほどお話しさせていただきましたとおり、地元の説明会、

長野県では、勉強会と言っているのですが、こちらの方、それぞれ時期が違いますが、実施しているものでございます。

また、さらに山梨県におきましては、学識経験者によるワーキンググループ、また、長野県では、先ほどお話しさせていただきました行政による計画調整会議、これを行われているものでございます。

なお、補足なのですが、私ども山梨県では独自なコミュニケーション活動といたしましては、パネルを展示いたしまして個別に皆様方と直接意見交換、言葉を交わさせていただきます説明コーナーといったものを、長野県では行っていないですが、山梨県におきましては、令和元年、方法書の説明会の後、令和元年に 4 回、また、都市計画の原案の説明会の後、昨年の 10 月に都市計画の原案の説明会を行ったのですが、その後に本年 1 月に…。

（質問）参加者

すみません、まだ、説明が続きますか…。

今日 3 回目でとても重要な日なのですよ。

そして、さっきからどんどん先に進めようとしているんですよ。

今までの説明会の中で今までのような県の一方的な説明会ではなくて、今後は意見交換会にすべきだというふうな意見も出ているんですよ。

大泉の下井出の人たちの深刻な状況、怒りが混ざった意見をお聞きになったでしょ、配慮ポイントの失敗で、それに対して…

（司会）北杜市

今、手続きの流れについて説明をしています。

（質問）参加者

一方的な説明会ではなく、意見交換会としてくださいという意見も出ているんですよ。山梨県、今まで何をしてきたのですか。

（司会）北杜市

今、手続きについて話しをしております。

（質問）参加者

だから、手続きについても、一方的な説明なんですよ。

住民から聞いた？。

何を聞いたのですか。

（司会）北杜市

他に意見のある方…。

県から説明があります。

（回答）山梨県

先ほど意見交換の場というところでございますが、令和６年１月の下旬に行いました説明コーナーにつきましては、そういったまさに皆様からいただいた意見というのをこういった広い場ではなくて、１対１でお話しできる場という形で、意見交換という形をさせていただいております。

また、今後も、そういった手続きを進める中で、そういった意見を交換できる場というものは設けていきたいというふうに考えているところでございます。

（質問）参加者

いつですか。約束してくださいよ。

（質問）参加者

高根の（氏名）ですけど、いいですか。今、高速道路推進課の方がいますけれど、1月の説明コーナーで、どんな意見があるのですか。我々住民とか、県民に明らかにしてますか。どこで出している？。

あなた方は知っているかもしれないけれど、住民は誰も知りませんよ。

では、意見を聞いたって、どんな意見を聞いたのですか、何も発表してないでしょ。だからそんなこと簡単に言わないでください。

あと、（山梨県職員氏名）さん、あなた自分たちがやっているような格好で、国交省のこと、そのまま発表しているけれども、それ欺瞞ではないですか。ルートを作ったのは国交省ですよ。ただ、あなた方はそれ発表しているだけ、自分たちがやっているように装っているだけでしょ、こんな欺瞞はあります？。

それで、もう少し言いますと、公聴会に関して、いろいろ意見を聞くって言うのだけれど、ではその意見をどういうふうに計画に反映させてきたのですか。

これは国交省に聞きたい。南部区間で、南部の住民たちがたくさん意見を出してます、これインターネット見ればわかります。例えば、県と…（注）の土地があると、家がある、これ…（注）、あと、この地域は非常に土砂崩れが多いところだ、この地域を外してくれとか、そういう具体的な提案があったところ、それ全部国交省は否定して自分たちが決めたルートで作ったでしょ。

その結果、南部区間どうですか、色々なところで障害が出ているでしょ、地盤が沈下したり、土砂が崩れたり、やっぱりそういうふうに住民の意見を聞かないで、やった結果がそうなんですよ。

それで、何に、このルート原案、ルート案とかこれ全く住民の意見聞いてないではないですか、決めたのは国交省でしょ、国交省が自分たちが勝手に決めて、これはこうなって、配慮ポイントだ、…（注）も付けなければいけないことだと、自分たちで勝手に決めているだけでしょ。ちゃんと住民がそこに住んでいるわけですよ、住民が一番よく現地の状況を知っているわけでしょ、何故で住民に聞かないのですか、住民に相談しながらそういうことを決めていくというのが行政ではないですか。

自分たちが勝手に決めたものを住民に押し付けて、これがもう結果ですみたいな、そういうのは住民を侮辱するものです。やっぱり行政というものは、住民に納得してもらって、合意を作って、それで進めるというのが、これが行政のやり方ではないですか。

※（注）3 箇所：録音不明瞭により、聞き取りが出来ませんでした。

（山梨県職員氏名）さん、このあいだの１月の説明コーナーでなんて言っていますか、山梨県の職員は、社員は社長の言うこと聞くのは当たり前なんだ、あなたそう言ったでしょ。
社長って誰、（山梨県知事氏名）さん、社員って誰、県庁の職員、あなた方、いったいどこを向いて仕事しているのですか。県庁の職員は…

（司会）北杜市
申し訳ありません、手続きの流れについて…。

（質問）参加者
うるさい、県民を見て、県民の方を向いて、仕事しなければダメなのですが、私は、北杜市の職員は、問題のある人もいるけれど、基本的には住民に向いて、住民の方に向かって仕事していると思っているんですよ。
だけれど、なに、県の職員はなに、県民には上から発信で仕事しているわけでしょ、だからこんなおかしなことになるわけですよ。
原案、ルート原案だって、自分たちで作ったものを推し進めようとしている、住民の意見を全く聞こうとしないわけでしょ。これがやっぱりこの計画が進められない原因なんです。12 年もこの計画を延びた原因っていうのはどこにあるのですか、それをあなた方はっきり認識してもらって、これを機会に改めてほしいと思いますよ。

（司会）北杜市
はい、ありがとうございました。

（回答）山梨県
県からお話しさせていただきます。
ルートにつきましては、冒頭私の方で説明させていただきましたとおり、昨年の７月、あくまでもルートの素案は、国が作ったものでございます。このルートの素案を基にして、私ども都市計画原案を取りまとめておりますので、ルート自体は、国がま

とめて、作成したものでございます。

あと、ルートの素案、さらに原案、今後、公聴会を考えていることなのですが、公聴会に関しましては、都市計画の手続きの中で、頂いたご意見もございます。これは、担当機関の協議などを通じまして、様々な観点から検討いたしまして、反映できるものについては、いただいたご意見を参考に反映しながら都市計画の案を取りまとめていくことを考えております。以上です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

今、手続きの流れについて、ご質問をいただいておりますが、時間の都合もあります。ご意見がある方がおられましたら、その他のところでまた、お聞きしたいと思います。

次に、5 番の用地の補償について、説明を甲府河川国道事務所でお願いをいたします。

５、【用地の補償について】甲府河川国道事務所

用地補償について、説明します。12 ページとなります。

用地補償につきましては、事業着手、事業化後に行うこととなります。

図の左側にフローを付けてございますが、はじめに②と書いてございますが、事業計画の説明を皆様に行うこととなります。用地補償の前には、まず調査や測量を行うこととなります。計画の概要や施工計画などを説明することとなります。

次に③番、説明後、現地状況の詳細を把握するため測量や地質調査を行いますが、そのデータを基に、詳細設計を行い、設計図を作成することとなります。

その次に、設計図が出来ましたら、設計図を基に関係者や地域の皆様に具体的な説明を行っていきます。この際に、用地補償に関する考え方、それについても説明を行っていきます。

次、⑤番となりますが、事業に必要な土地の範囲を実際に現地に示すため、用地幅杭を現地に打ちます。

範囲を示し、皆様からお譲りいただく土地の面積、移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木や果樹などの立木などを調査します。

で、⑦番目となりますが、調査が終了したら、お譲りいただく土地や移転していただく物件の数量などについて、調書を作成します。その調書の内容について、皆様に確認していただきます。

⑧番目、ご確認いただいた調査結果をもとに、適正で公平な補償を行うため、事業者が定めた補償基準により補償金を算定し、補償内容について、説明いたします。

次に⑨番となりますが、補償内容、建物移転、土地の引き渡し時期等について、ご了承いただきしたら、書面での契約となります。

また、登記簿等必要な書類を提出していただきます。

⑩番、契約後は、建物、工作物、立木などを移転していただきまして、皆様から土地の方を引き渡しとなります。

最後に、土地の引き渡しが完了し、補償金をお支払いとなります。

以上、用地補償の手続きの流れとなりますが、参考に、資料の方、ちょっと小さい字になりますが、前払い等の、そういった設定もございます。そういったことを注意書きさせていただいております。

説明については、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

用地の補償について、説明がありました。

この用地の補償について、質疑応答に移ります。

ご質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

（質問）参加者

すいません。立ち退きたくない場合とか、お売りしたくない場合は、どうなりますか。

（回答）甲府河川国道事務所

あくまでも、任意での交渉というところで、考えております。

（質問）参加者

ですから、それでもお渡ししたくない、売りたくないといった場合はどうなるのでしょうか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません。質問については、あくまで任意で用地の方進めて行くと、そういうことで考えています。

（発言）参加者

売りたくないって人はどうなるんだっていうの。

（回答）甲府河川国道事務所

そこについては、交渉ということでご説明してご理解いただけるように努力したいということを考えております。

（質問）参加者

どのような説明するのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません、用地交渉につきましては、皆様個々のご事情、ご条件等違いますので、今この場で、どういうことと言われてもお答えできないです。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、用地の…

（質問）参加者

ですから、強制収用になるっていうことはあるのですか。

（発言）参加者

はっきり言ってくださいよ。こちらも準備があります。心の。

（質問）参加者

今のことに関連して、杭打ちはいつやりますか、杭打ちは。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません。杭打ちについては、事業化後の話しになります。
事業化後、設計や必要な調査等を行い、それだけでも 2、3 年かかると思います。
その後、計画説明会等をやって、幅杭を打つことになります。

（質問）参加者

それで売りたくないときは？。

（回答）甲府河川国道事務所

あくまでも、今現状で法律に基づいて収用等をお話しするのではなくて、ここはご理解いただけるよう交渉の方、頑張っていきたいというところで考えております。

（司会）北杜市

はい、他に用地の補償について、ご質問のある方ありましたら…お願いします。よろしいですか。

（質問）参加者

上の原に住んでいます（氏名）です。

この用地補償の場合、土地に関しては、国で用意していただけるものなのか、後は個人で探すものなのか、それはどっちなのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

代替え地につきましては、当然地元の市の協力等を受けまして、代替え地を交渉の中でお話しできるかと思います。

もう１回ちょっとすいません。代替え地につきましては、市の、地元の市役所、北杜市さんのご協力を得まして、代替え地をご希望ということであるのであれば、そういった交渉時に代替え地を探すというところも考えられます。

（質問）参加者

こっちの希望も、考えるのですね。

（回答）甲府河川国道事務所

今、この場で探しているわけではないので、どのようなご条件とか色々あるかと思いますが、国の方で直接探すことはできないので、そこは市の協力を得たりとか、そういう形となると思います。

（回答）北杜市

補足ですけれども、探すのは基本は当事者になります。

（司会）北杜市

はい、他に用地の補償についてのご質問がありましたらお願いをいたします。

（質問）　参加者

（氏名）と申します。

皆様ほどちょっと切羽詰まってない質問で申し訳ないですけれども、私は借地・借家に住んでいます。今、まさにほぼ土地の半分以上が削られるところにいるのですが、当然大家さんの方にはそういう補償があると思うんですけども、借地・借家に住んでいて、それが全部家屋が取られたということになった場合に、補償はどうなるのでしょうか。

（回答）甲府河川国道事務所

借地・借家につきまして、当然、そこの土地自体は地主さんの話しもありますが、今現状、移転とかそういったことも出てくると思います。
そういったところが補償の対象となると考えられます。

ただ、実際手続きの流れの中で、用地調査とか、物件何がある、土地がどういう状況だとか、そういった調査を行った上での話しとなりますので。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

（質問）参加者

いや、最後がわからない…。

（回答）甲府河川国道事務所

ちょっと待ってください、ごめんなさい。

⑥番で土地の建物調査等行っていくことになります。

それで、お売りしていただく土地の面積、当然借家として借りたりして、移転するのに引っ越し代だとか、そういったところも出てくるかと思います。

そういった部分については、土地の貸主、建物の所有者であったりとかそういったところも含めて、交渉というか、調書を作成しまして、お話ししていくのかなということを考えております。

（質問）参加者

考慮されるということですね。

（司会）北杜市

ありがとうございました。

他に用地の補償についてです。

（質問）参加者

すいません。

買い上げていただく土地の価格は安いんだと思うんです。

公定価格かどうかわからないですけれど、そしてそこからどこか新しい土地に越して、家を建てるといっても、その費用にはとても追いつかない額ではないかと思うんですね。

そういうところは何か補償はあるのでしょうか。

（回答）甲府河川国道事務所

補償につきましては、補償基準というものがございます。

そういった中で、当然その補償の内容につきましては、皆様の方にご了解いただいて、書面で、契約を取り交わすという流れになっています。

（回答）山梨県

山梨県の方から、県の事例という形で、まだ国の方では具体的なそういった算定のところまで、たどり着いていないところがあるのですけれど、一例としまして県の場合の事業で進めて行く場合につきましては、土地の価格につきましては、不動産鑑定というものを鑑定士のところから取得します。

その場合はその時の取引事例であったりとか、土地の形であったりとか、そういったものが不動産鑑定士によって評価されます。その価格を持って、土地の交渉をさせていただきたいというふうに考えています。

また、公共事業の場合につきましては、不動産の取引に関わる税金というものが家屋に関係するものにつきましては、5,000 万円まで控除されるという形になりますので、皆様の方にお支払いする補償金額につきましては、税金が 5,000 万円までは控除されるといったところの、通常の不動産売買とは違った特例措置というものが存在しております。そういったところが民間との取引と公共との取引の違いがございます。以上でございます。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは次の 6 のその他についてに移らせていただきます。

先ほどご質問があったのにできなかった方もおられるかと思いますので、その方まず優先にお願いいたします。

６、【その他】

【質疑応答】

（質問）参加者

上の原に住んでおります。ルートのことで、確認したいことがあります。

去年のときに伺って、私の家が道化されると言うんですけれど、その図面の中には※印で「本図面は参考図であり、航空写真を基に作成しており、今後の詳細設計等により変更となる可能性があります。」と書いてあるんですね。

それで、現地調査されたって言っているのですけれど、ほんとに現地調査されたの？。

去年聞いた時点で、応答した職員の方に質問したんですね、ほんとに現地調査したのですか、私の家とか近く歩いたのですかと、そしたらそれはしてないという返事だったんですね。それで、最後確認、さっき確かに歩きましたとおっしゃられましたが、

本当に歩いたんですね？。

それで、うちの地区で言うと、古い家はだいたい避けているんです、私のは割と新しい方で、新しい家の方はけっこう引っかかっちゃっているんですね。

ですから、この航空写真で見てやったらまあ、そういうことも理解できるなと。

それで、ここには参考図であると言うんですから、まあ、1年ぐらいにヒアリング色々してもらって、ルートの変更とかもありうるのかなっていう半分期待してはいるのですけれど、その辺もできたら聞きたい。

（回答）甲府河川国道事務所

現地調査、ちょっと私昨年いなかったので、昨年の者が現地調査の話しちょっとされたようなのですが、私は実際、私自身現地の方確認させていただいております。

（質問）参加者

いつですか、それは。

（発言）参加者

何年何月ですか。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません、4月、5月、今年です。

歩いております。

（発言）参加者

原案決まった後じゃないの。

（回答）甲府河川国道事務所

ちょっと説明コーナーの際の話しで、うちの職員、もしくは県さんなのかわからないですけれど、現地調査うんぬんかんぬんというような話しされたようなのですが、

それについてはちょっと把握しておりません。

ただ、今、私が話しをするべきではなかったのかもしれないですけれど、私としては現地はきちんと歩いております。

（回答）山梨県

あと、引き続きまして、都市計画原案の図面について、お手元に今ある図面でございます、こちらは国交省が我々にルートの素案を送付した段階では、これ航測図化、実際に詳細な測量をやっていない図面を基にして、このルートを書いております。

そういった現地の調査の結果、盛土や橋梁の位置が前後する可能性がございます。そのようなことから、そのような表記とさせていただいているところでございます。

また、現地につきましては、私、この現職は今年4月から入ったところでございます、私はこの業務に携わり、直接皆様方から切実な声をいただく中で、現地の家屋の状況、図面を持ちながら、4月以降、夏場も何度か足を運びまして、具体的何回足を運んだかというのは、すいません、お答えできなくて、大変申し訳ないのですが、すいません、今、普請をしているようなお家（うち）もあるということを認識をしたところでございます。以上です。

（質問）参加者

現地調査したのですか、計画作る前に。

（回答）山梨県

私ども、今年の4月以降にこの業務に就いた時点で、現地を歩かせていただいて、確認しているということでございます。

（司会）北杜市

はい、その他についてご質問を伺っております。

（質問）参加者

長坂と大泉に家とお店がある（氏名）と申します。

先ほど、手続きのところで質問したかったのですが、長野県側は3㎞帯のまま複数回に渡って、ルートの検討を行って、構造とかルートが変更になっています。

北杜市側は、全くルートの変更は行われていないという認識なのですが、先ほど説明していただいた手続き上どこの段階で、住民が県や国に声をかければルートの変更が可能になったのでしょうか。

長野県側は実際に構造がトンネル化したりとか、ご希望を、地域の方と一緒にバスなんかを出して、現地調査をしっかりと国と県と自治体がやって、ルートが変わったという事実があります。

そちらの書いてある手続き上どこの段階で、山梨県側が住民と一緒に話しを聞いていただけて、ルートが変わる可能性があったところになるのかお示しください。
それがないのだったら、非常に不当な手続きを踏んでいると思いますので、計画段階評価をやり直していただきたいと思います。

さらに、都市計画道路の決定というふうになっていますけれども、山梨県が都市計画道路をやりますので、都市計画道路として整備しますので、環境アセスをやらせてくださいと、県から国に言ったということなのですが、北杜市は都市計画道路、というか都市計画自体がありませんよね。

都市計画自体がない、この北杜市に都市計画道路の決定をするという発想自体が、非常におかしいし、問題があるかと思うんですけれど、もう何度聞いても同じことを言われるのですが、都市計画がない、この田舎の北杜市に都市計画道路の決定をするということ、本当におかしいと思いますので、もう1回説明をききたいという、2点お願いします。

（回答）甲府河川国道事務所

計画段階評価の山梨県側はいつという質問だと思います。

山梨県側につきましては、計画段階評価の中で、平成22年度から平成24年度にかけて、地域へのアンケート、オープンハウスなどの活動を行うとともに、小委員会の

中で、平成24年11月から平成25年6月にかけてワーキンググループを開催しております。

計11回の地元説明、郵送やFAX、インターネットにおいて意見を受け、地域の意見聴取を丁寧に行ってきたと考えております。

地域の意見聴取の結果についてはワーキンググループに全て報告しながら検討を重ね、関東小委員会での審議を経て、平成26年7月に1㎞幅ルート帯がとりまとめられたと認識しております。

（回答）山梨県

続きまして、都市計画区域外に何故都市計画決定するのかというご質問でございます。

先ほど来、説明させていただいております中部横断自動車道には様々な効果が及びます。物流や産業、あと観光振興、あと私どもが都市計画原案をまとめるにあたりまして確認いたしました山梨県総合計画、また山梨県のマスタープラン、こういったことにおきましては、県内外や地域間との連携、交流を支える軸として位置付けられているものでございます。

そのような観点から、この中部横断自動車道、本県の発展には欠かせない効力があると認識しておりまして、都市計画法の11条でございます、こちら都市計画区域外におきましても、特に必要となるときは、都市計画道路を定めることができるという位置付けになっておりまして、私ども山梨県はこの道路を都市計画決定するということを決定したところでございます。以上です。

（質問）参加者

すいません。都市計画道路の件ですけれども、沿線っていくらでもあると思うんです。何もわざわざ北杜市を選んでいただかなくてもよかったのではないかなと思います。

これ、計画に県が支払う事業費、4分の1ですよね、2,000億から2,300億の計画の4分の1を県税で払うということは500億以上ですよね、そのお金があれば、命の道

を作らずに、甲府と北杜市の中間辺りに第3次救急の搬送先の病院なんかも建てられるのではないかと思うんです。山梨県がほんとに県民のことを考えているのだったら、そういったもっと違った案も考えていただきたかったなと思います。

それから国交省に言いますけど、先ほど計画段階評価の2022年から24年の間に、さんざん説明会やったと言いましたけど、それは全く長野県側が行ったものと別のものですよね。

長野県側がバスに乗って住民と一緒に実踏したということを実現できたとしたら、それはどこに言えばよかったですか、もしくはどこが言ってくれるものだったのですか。

それを住民に声をかけなかった県なのか、国なのか、北杜市なのか、そこの行政は、非常に住民に不利益をもたらしたということで、ある意味に責任がすごくあるのではないでしょうか。

全く違いますよ。（甲府河川国道事務所職員氏名）さんがおっしゃった計画段階評価中に行ったワーキンググループの中身は、住民と一緒に話しをするような場所はなかったですよ。

どうしてそれを一緒だっておっしゃるのですか。おかしくないですか。

（回答）山梨県

山梨県からまず回答させていただきます。

先ほど事業費の4分の1というのは、新直轄をイメージしてご発言いただいたと解釈いたしました。

この道路はまだ、新直轄でやるのか、国の直轄事業でやるのか、また有料道路でやるのかといった具体的な事業手法はまだ決まっておりません。

そのような段階から4分の1県が負担するかということは、まだわからない状態でございます。以上です。

（回答）甲府河川国道事務所

先ほど長野県側と山梨県側の違いということでお話しがあったと思っております。

県の方からも未来会議であったり、計画調整会議のお話しがあったと思っております。

計画段階評価につきましては、長野県については3㎞ルート帯、山梨県については、1㎞ルート帯というところで対応方針を決定しております。

長野県側につきましては、その後、1㎞ルート帯、インターの概略位置を決めるために、先ほど言った未来会議等開催してきている、そのような状況となっております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他にその他で、時間も限られております。

申し訳ないですが、あと１名の方のみ…。

（質問）参加者

この3回行われた中で、切実に大泉西井出の方、それから高根町の東割上の原の方、切実な事案が出ているのですよ。

それについて、今後、一方的な説明会ではなく、意見交換会を開催…。

（司会・回答）北杜市

意見として、伺っておきます。

あと、もう時間の都合もございますので、あと、申し訳ないですが、1名の方…。

後ろの方について一度ご質問いただいているので、一番手前の方を最後にしたいと思います。

（質問）参加者

高根町の者ですけれど、この手続きの件で、2点ほど聞きたいですけれど。

この今日の図面を見ますと、先ほどの説明では、環境影響評価の手続と、それから都市計画決定の手続きを並行にやりますという話しがあったんですけれど、これの上

の環境影響評価を見ますと、評価書と都市計画決定が同時になっていますけれど、通常こういう公共事業を行う場合には、先に環境影響評価をやってから、その結果を基に、都市計画を策定するとかそういう段階を踏むことが多いですけれど、まず、この評価書、環境影響評価の評価書というのは、もうすでに出来ているのではないですか、それが1点。

それから都市計画決定の手続のところで、説明会、公聴会とか、そういう段取りがされていますけれど、通常は環境影響評価の評価書が出来てから、こういうことをやっていくことが多いんですけれど、その辺はどうなのですか、以上2点。

（回答）山梨県

ありがとうございます。

県から回答させていただきます。

先ほど質問でもおっしゃってくださったとおり、環境影響評価の手続きと、都市計画の手続き、並行して行うものでございます。

この準備書、これは環境調査をしまして、どのように道路を整備することによって、地元への影響がどのようになるのか、それを、その影響をどのように回避したり、保全したり、措置をどのようにするのかといったものをお示ししたのが準備書でございます。

一方、この都市計画の案というのは、それぞれ、先に環境影響評価をやるには、ルートが決まらないとできないものでございます。

都市計画を用いないような、我々事業アセスと呼んでいるのですが、都市計画を用いない、環境影響評価だけ行う事業も実際ございます。

ただし、今回の場合は、都市計画決定するという道路を定めておりますので、我々山梨県が環境影響評価の手続きをやらせていただいております。

それで、その都市計画の道路がどこを通過するかによって、それぞれ地域のどのような環境への影響が生じるか、そのルートと環境への影響がどのように影響するのか、リンクするのか、それを並行してやらなければならないところでございます。

まず、今、ご質問にあった評価書が先に出来ているのかということはございませ

ん。
あくまでも、準備書の案を皆様にお示しさせていただきまして、その後、環境影響評価の準備書におきましては、改めてまた説明会をさせていただきます。

また、この環境影響評価におきます準備書の説明会をさせていただいた後に、また環境に関する公聴会、こちらを別に行わせていただく予定でございます。

このように環境の手法で見た観点、また一方都市計画の観点、それぞれ並行して行うものでございますので、一方的に環境調査だけやって、都市計画の方を定めるということは、できないので、法に基づいて、これをそれぞれ段階的に並行して行っていくものでございます。以上です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

説明会でございますけれども、9時を目途に進めてまいりました。
時刻がもう9時20分を過ぎておりますので、時間の都合で、まだ質問のある方もおられるかと思いますけれど、これをもちまして…。今回の説明会の内容につきましては、ホームページ等で公表を予定をしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

ご質問のある方もございますけれど申し訳ございません、それではこれをもちまして、中部横断自動車道長坂八千穂区間道路事業範囲に係る地区説明会の方を終了させていただきます。本日はありがとうございました。